

災害対応に係る保健医療福祉関係団体連絡会議

厚生労働省説明資料

令和7年7月2日

厚生労働省大臣官房厚生科学課

○災害から国民の命や健康を守るため、令和6年能登半島地震における災害対応を踏まえつつ、保健・医療・福祉等の各分野において、体制・連携面や施設等の耐災害性強化の防災・減災対策を実施。

出典：防災立国推進閣僚会議資料

保健医療福祉支援の体制・連携強化

【保健医療福祉支援活動の連携強化】

- ◆ 保健医療福祉活動チーム間の協働・連携の強化、初動対応の迅速化及び標準化を図るため、
 - ・保健医療福祉活動チーム等における平時からの研修・訓練の強化
 - ・保健・医療・福祉の関係団体を集めた連絡会議等を実施。

【情報収集体制の強化】

- ◆ 能登半島地震での教訓を踏まえ、
 - ◆ D24H（災害時保健医療福祉活動支援システム）について、在宅避難者の地域単位での把握等のためのシステム改修や、平時からの訓練の充実を実施。
 - ◆ 医療施設や社会福祉施設等の被害情報収集体制を強化するため、EMIS（広域災害医療情報システム）及び災害時情報共有システムの機能の拡充や平時での入力促進、有事の入力率向上を図る。

【保健医療福祉活動チームの体制整備・人材育成】

- ◆ 保健関係
 - ・ DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の研修内容の見直しや研修・訓練の実施体制の整備。
 - ・ DICT（災害時感染制御支援チーム）の派遣手続きや情報収集・分析等の体制整備及び研修等を実施。
- ◆ 医療関係
 - ・ DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害支援ナース等の研修実施体制の整備。
 - ・ JRAT（日本災害リハビリテーション支援協会）の体制整備や隊員の養成等を実施。
- ◆ 福祉関係
 - ・ DWAT（災害派遣福祉チーム）の活動範囲の見直しや初動を専門とするチームの募集・編成とともに、専用の研修等を実施。

医療・福祉関係施設・設備の防災・減災強化

【医療関係】

- ◆ 医療施設等の防災・減災対策の推進するため、耐震化に伴う改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を実施。
- ◆ 災害時等の医療確保のため、都道府県と災害拠点病院における医療コンテナの導入やドクターヘリの運航体制確保への支援を実施。

【福祉関係】

- ◆ 社会福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化に伴う改修等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を実施。

災害時の保健医療福祉支援活動の連携強化

■防災基本計画等への位置づけの明確化【令和7年度改正】

能登半島地震での教訓を踏まえ、災害時の保健医療福祉活動の連携強化を図るため、防災基本計画(政府)、厚生労働省防災業務計画等において、関係事項の明文化を図る。

【防災基本計画への記載内容】

(保健医療福祉活動チーム関係)

○都道府県は、平時より保健医療福祉活動を行うチームとの合同訓練、研修、会議の開催等により連携体制を構築し、災害時の保健医療福祉対策に係る関係者間の共通認識醸成に努める。

(D24Hの活用)

○国[厚生労働省]及び都道府県は、大規模災害時において、保健医療福祉調整本部及び保健所等による保健医療福祉活動の総合調整等を円滑に実施するため、災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)等のシステムにより、情報の連携、整理及び分析等を実施できる体制の整備に努めるものとする。

⇒上記を踏まえ、保健医療福祉活動活動チーム等の研修・訓練において、保健医療福祉調整本部の指揮調整業務(フェーズ別)、D24Hの活用等にかかる各種チーム共通の教材を作成

■災害時の保健医療福祉活動チームにおける活動財源の確保【令和7年度より順次】

保健医療福祉活動支援チームが、災害時に迅速に現地活動を行えるよう、災害救助費の支弁を明確化するとともに、平時からの訓練、災害時の本部機能等経費について財源の確保を図る。

■保健・医療・福祉関係団体との連携【令和7年度】

保健医療福祉関係団体と会議を開催し、災害対応に係る各団体での取組状況の報告・共有等を行う。

令和7年度 保健医療福祉活動チームに係る連携体制構築事業（案）

1 事業の目的

- 能登半島地震の災害対応において、被災者支援を迅速に行うためには、保健医療福祉活動チームの連携・強化が課題との指摘（※）を踏まえ、平時からの保健医療福祉活動チーム間における連携体制構築を行う。
- 具体的には、厚生労働省が実施主体となり、活動チームの事務局となる全国組織に対して参加を呼びかけ、意見交換会や合同訓練・研修を通じて、災害対応の共通認識の醸成を図ることで、対応の迅速化や標準化などの体制強化を図る。
- 全国組織が地方組織と連携し、各地域の保健医療福祉活動チーム間における連携体制の構築を図る。

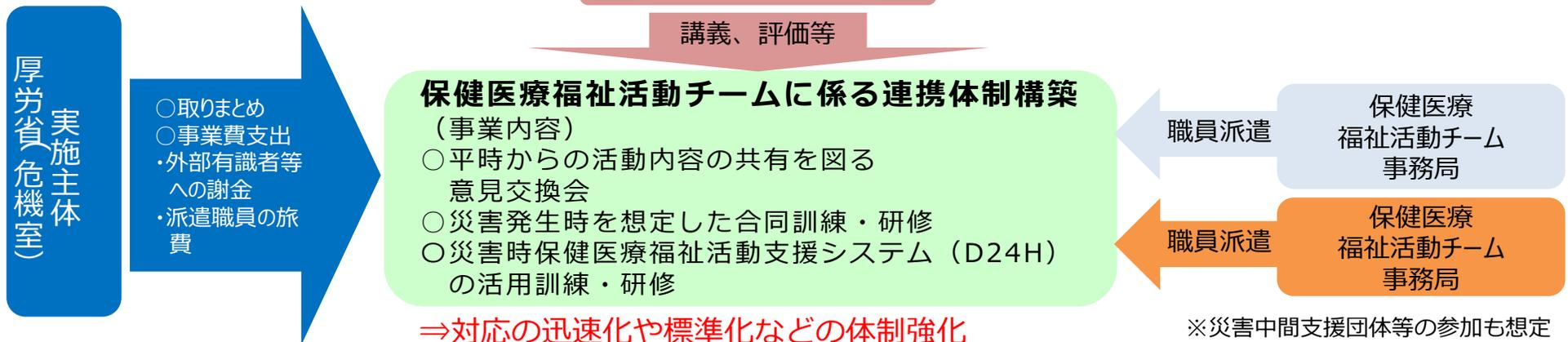
（※）「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」令和6年11月 中央防災会議 防災対策実行会議令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ

2 事業の概要

保健医療福祉活動チームに係る連携体制構築

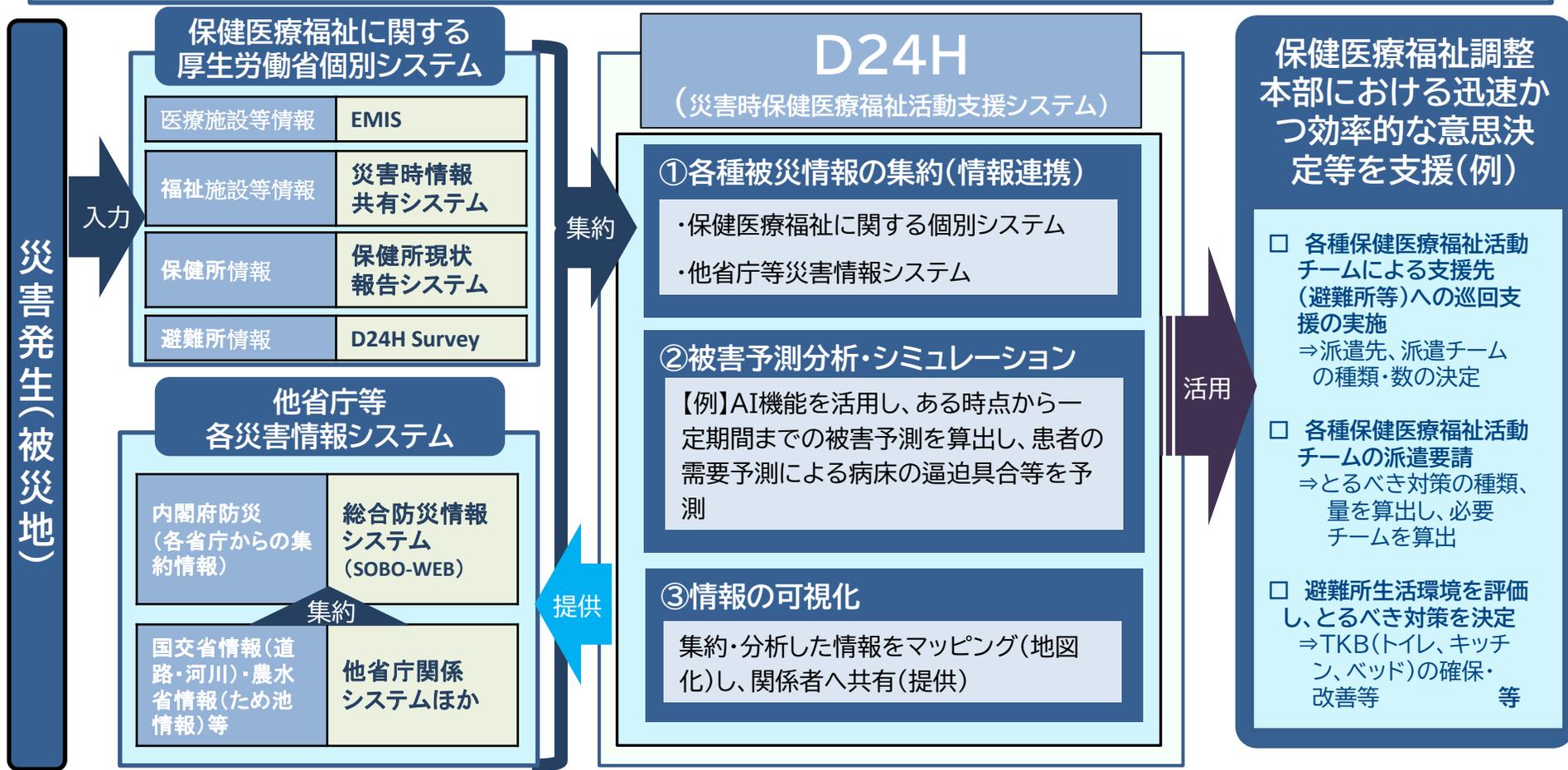
- 平時からの活動内容の共有を図る意見交換会の開催
- 災害発生時を想定した合同訓練・研修
- 災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）の活用訓練・研修

3 スキーム・実施主体等



災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)による災害時の支援(全体図)

- 災害における保健・医療・福祉に関する厚生労働省個別システム及び総合防災情報システム(SOBO-WEB)と情報連携し、保健・医療・福祉に関する情報と他省庁の情報(浸水域・道路啓開情報等の災害情報)を迅速・リアルタイムに集約。
 - 集約した情報を整理・分析するとともに、これらの情報を一元的に地図上で可視化可能。
- ⇒ **保健医療福祉調整本部における迅速かつ効果的な意思決定(保健医療福祉活動チームの派遣、物資支援等)を支援**
- 令和7年度当初予算:33.5百万円(基礎的運用)、令和6年度補正予算:17.2百万円(能登半島地震での教訓を踏まえたシステム改修)



※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

趣旨

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

- 1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法
- 2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。



水道の復旧
(被災した浄水場)

2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進 ★災害対策基本法

3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例

★大規模災害復興法

避難者に対する福祉的支援の充実

- 高齢者等の要配慮者である在宅避難者や車中泊避難者など多様な支援ニーズに対応するため、**災害救助法における救助の種類に「福祉サービス」を追加するとともに、福祉関係者との連携を強化。**これまで、DWAT（災害派遣福祉チーム）による福祉的支援は避難所で行う旨規定されているが、**今般、在宅、車中泊で避難生活を送る要配慮者に対しても、福祉的支援を充実。**

※ 災害救助法や災害対策基本法の改正と、厚生労働省ガイドラインの改訂（DWATの活動範囲の拡大）にて対応

DWAT(災害派遣福祉チーム)



<事務局>

中央センター(現在は全国社会福祉協議会)・都道府県事務局
:DWATの全国派遣を調整

<構成員>

社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等

<活動内容>

被災要配慮者への相談支援、日常生活上の支援等

派遣、活動

	災害救助法	DWAT活動範囲
避難所		
在宅・車中泊*		

※現行制度においても、在宅等で避難する要配慮者に対し、被災者見守り・相談支援等事業による見守り等が行われている

(参考) 災害救助法 (昭和22年法律第118号) (抄)

(救助の種類等)

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - 四 医療及び助産
 - 五 被災者の救出
 - 六 福祉サービスの提供
 - 七 被災した住宅の応急修理
 - 八 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - 九 学用品の給与
 - 十 埋葬
 - 十一 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- 2～4 (略)

(参考) 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) (抄)

(避難所における生活環境の整備等)

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与し、避難者の数、避難所の生活環境その他の避難所の運営状況に関する情報を把握するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 (略)

(避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に関する情報を把握するとともに、これらの者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 (略)

防災庁の必要性、防災庁の目的・役割

【災害をめぐる状況】

- 気候変動により風水害が頻発化・激甚化
- 南海トラフ地震等の国難級の大規模災害の発生が切迫

【社会状況の変化】

- 災害形態の複雑化、分野や所管を超えた横断的課題増加
- インフラ・ライフラインの相互依存の拡大
- 発災してからは迅速・的確な対応が困難
- AI、IoT等デジタル技術の防災分野への活用可能性の拡大

【現状の課題】

- 少子高齢化等による社会全体の災害対応力の低下
- インフラ・ライフラインの老朽化、社会基盤サービスの縮小

<行政の体制の課題>

- 政府は発災時は災害対応でパンク寸前、事前防災は中断
- 地方自治体のマンパワー等の逼迫、災害対応リソース不足
- 各実施主体の縦割りによる抜け・漏れ

産官学民一体での総力結集、事前の備えの加速が不可欠

●これまで幾度となく経験した災害

蓄積された経験と教訓を踏まえ、デジタル技術等を活かし、「事前防災」を徹底的に強化し、確実に災害を乗り越える

●今後発生する国難級の巨大災害

従来の制度や前提にとらわれず、被害の劇的低減のための抜本的な防災戦略・戦術を再構築する

我が国の防災全体を俯瞰し、産官学民のあらゆる力をつなぎ合わせ、我が国にふさわしい**防災の在り方**を中長期的に**構想・実現**する「**司令塔**」となる組織が必要

防災庁は、「**国民の命と暮らしを守り抜く**」ことを究極の目的とし、以下の司令塔機能を担う

(1) 防災に関する基本的政策・
国家戦略の立案

(2) 平時における徹底的な
「事前防災」の推進・加速の司令塔

(3) 発災時から復旧・復興までの
災害対応の司令塔

防災庁において特に強化すべき取組

防災の基本政策・国家戦略の立案機能と司令塔機能の強化

防災の基本政策・国家戦略の立案

- あらゆる事態を想定した上で、デジタル技術等を活用した起こり得る被害の先読みによる**防災に関する基本的な政策、国家戦略の企画・立案機能の抜本的強化**
- 経験した災害の**中長期的、定期的な検証**

徹底した事前防災の司令塔

- デジタル公共財を活用した地域レベルでの具体的なシミュレーションによる**災害リスク評価、対策計画立案機能の強化**
- 関係者による事前防災対策の**抜け・漏れ把握、分野横断的な関係者間コーディネートや平時からの実施勧告**等による事前防災の推進

発災時から復旧・復興までの災害対応の司令塔

- デジタル技術を活用した災害対策本部の運営や被害状況把握などの災害初動体制の構築
- 被災自治体の**ワンストップ窓口**として、被災者のニーズを俯瞰的に把握
- 過去災害におけるノウハウを活かし、**継続的・包括的な被災地支援体制**を抜本的に強化

主な取組事項

迅速な被災者支援の実現

- **スフィア基準等を踏まえた避難生活環境の抜本的改善**
- **避難所運営等に係る訓練実施・標準化**
- **専門性を有する民間企業、NPO等との連携**

デジタル防災技術の徹底活用（防災DX）

- 平時から復旧・復興までの各フェーズにおいて**徹底的にデジタル技術を活用できる基盤構築・環境整備**
- **防災DX人材の育成**等デジタル防災技術活用体制構築

行動変容に向けた防災教育・普及啓発

- **行動変容につなげる産官学民連携での防災コミュニケーション**
- デジタル技術を活用した**災害の記録・課題・教訓の継承**等

産官学民連携体制の強化

- 国・都道府県による**自治体支援体制の強化**
- 産官学民それぞれの災害対応力強化
- あらゆる関係者間の**平時から顔の見える体制の構築**

防災技術の研究開発

- 防災政策推進のための**技術ニーズの把握・統合**
- 関係機関連携による**防災技術の研究開発・実装**の推進

災害対応標準化・人材育成

- 産官学民の**関係者共通の行動原則による対応手順の標準化**
- 大学等と連携した**人材育成・研修システムの構築**

国際展開

- 防災技術や知見、教訓等を活用した**国際社会との連携**
- **防災産業の国際展開**

防災庁に求められる組織体制

1. 各府省庁等への勧告等

- 事前防災推進の司令塔として、**内閣直下に設置するとともに、内閣総理大臣を助ける専任の大臣を置き、各府省庁等に対する平時からの勧告等の権限を付与（関係府省庁等は尊重義務）。**
- **外部有識者が産官学民の様々な分野の専門的な見地から、各種施策の提言や施策の実施状況の調査・審議等を定期的・継続的・機動的に行う枠組み**を設置。

2. 十分な体制等の確保

- **「戦略的な防災計画・対策の企画立案」、「事態対処」、「産官学民連携や防災教育・啓発、防災人材育成・訓練などの地域防災力強化」、「円滑な事務遂行のための総合調整」**を並行的・継続的に実施できる体制を整備。
- 防災庁が取り組むべき防災施策の確実な実行のため、各役職レベルで、各府省庁、地方自治体、関連団体、企業等と調整・協働ができる**十分な人員体制と関係機関による防災対策の抜本的推進に必要な予算を確保。**
- 南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害を念頭に、**地域の実情に応じた防災体制の支援強化、防災庁の業務継続性の観点等も踏まえ、省庁横断で、都道府県を越え、地域の経済圏内の関係者の総力を結集した災害対応を実現するための体制を構築。**

3. 専門人材の確保・育成

- 防災に関する知識・経験が蓄積・継承されるよう、**防災庁のプロパー職員を採用・養成。**
- **関係省庁の防災関係部局や民間企業等の関係機関との人事交流**を積極的に実施。
- 各分野における**専門的な外部人材の業務参画・登用**を積極的に実施。
- **地方自治体職員や民間人材も対象とした教育・訓練機能の保有、全国の地方自治体の防災拠点との連携**

4. 職員が誇りを持ち、持続的に働ける環境づくり

- **必要な処遇改善を図るほか、働き方に配慮した執務環境や生活環境の確保**を図る。

防災庁の設置は「出発点」であり、設置後も、定期的な政策の見直しや制度改革を重ね、実効性を高めることが必要